（別紙）

調剤のために必要な設備及び施設の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 調剤室の構造 |  | 調剤室の面積 | |  |
| 主たる設備 | 品　　　　　　　　目 | | 品　　　　　　　　目 | |
|  | |  | |

（備考）　１　薬局の見取図を添付すること。

　　　　　２　主たる設備の欄には，薬局等構造設備規則（昭和３６年厚生省令第２号）に掲げるもの以外のものがある場合のみ，その主たるものを記載すること。